

第4号議案

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成27年2月16日

栃木県都市計画審議会長 築瀬 範彦

都計第426号

平成27年2月9日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、鹿沼市長から付議の依頼
がありましたので、次のように審議会に付議します。

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	鹿沼市さつき町 5-2、5-3 及び 5-4、深津字中台原 854-3、854-14、854-15 及び 854-16、並びに深津字上台原 2428、2429、2430、2431-3、2431-4、2431-6、2431-10、2431-11、2431-12、2431-14、2431-17、2431-18、2431-21、2447-6 及び 2447-7	47,259.64 m ²	